

高 第 5 7 2 号  
令和 2 年 6 月 2 4 日

各介護事業所・施設等 管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

介護事業所・施設の設備災害復旧費補助金の追加所要額調査について

本県の福祉の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

県では、令和元年台風第 15 号、第 19 号、第 21 号による災害（以下、「今般の災害」という。）により被害を受けた高齢者福祉施設の設備及び備品等の復旧に係る補助事業について、令和元年度に申請できなかった事業者の方に対して、追加の申請受付を実施します。

つきましては、所要額を把握するため下記のとおり調査を行いますので、ご回答をお願いします。

なお、本調査への回答が補助事業の申し込みとなりますので、補助金の申請を希望される場合は、必ずご回答をお願いします。

また、本補助金は予算措置が可能な場合に実施されます。予算措置の状況によっては、事業が実施されない場合もありますことをご承知願います。

該当またはご希望がない場合、回答は不要です。

記

1 対象施設 表 1 の施設

2 対象経費

(1) 対象とする経費

対象施設のうち、今般の災害（※）により備品設備等に被害を受けたもので、事業再開（災害により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で介護サービス等を提供している事業者等の当該被災に係る復旧も含む）に要する経費（保険金等の充当がある場合は、その金額は除きます。）で、令和 2 年度中に購入及び支払いが完了するもの。

(2) 対象外とする経費

- ① 他の国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む）。
- ③ 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）。
- ④ 高齢者に対する介護サービス等の提供に資することのないもの。
- ⑤ 今般の災害（※）により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの。

- ⑥ 福祉用具貸与事業所の備品のうち、その貸与により、法第 40 条に規定する介護給付又は法第 52 条に規定する介護予防給付の対象となるもの。
- ⑦ その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

### 3 提出書類

- ・所要額調査票及び事業計画書（個票）※
- ・見積書及び領収書等
- ・対象の被災事業所等が被災したことが分かる資料（罹災証明書、被害写真等）

※様式を県庁ホームページ（下記のアドレス）からダウンロードしてください。

**県庁 HP :** [ホーム](#) > [くらし・福祉・健康](#) > [福祉・子育て](#) > [福祉施設案内](#) > [高齢者福祉施設向け情報（事業者の方へ）](#) > [介護事業所・施設の設備災害復旧費補助金の追加所要額調査について](#)

#### アドレス:

<https://wcmwb2.znc.pref.chiba.lg.jp/cms8341/koufuku/saigai/setsubi-shoyogakuchosar2kurikoshi.html>

### 4 回答期限

#### 令和 2 年 6 月 2 9 日（月） 厳守

- ・所要額調査票及び事業計画書（個票）

#### 令和 2 年 7 月 1 日（水） 厳守

- ・見積書及び領収書等
- ・対象の被災事業所等が被災したことが分かる資料（罹災証明書、被害写真等）

### 5 提出方法

- ・所要額調査票及び事業計画書（個票）

ダウンロードした様式に必要項目を記載の上、電子媒体で下記メールアドレスにご提出ください。

**Mail:** [kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp)

- ・見積書及び領収書等
  - ・対象の被災事業所等が被災したことが分かる資料（罹災証明書、被害写真等）
- 紙媒体で下記の提出先に提出してください。

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 施設整備班 災害復旧事業担当者 宛て

お問い合わせ先 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 施設整備班 電話 043-223-2343 FAX 043-227-0050 メール <a href="mailto:kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp">kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp</a>
---